



4月から 適用される税制度と 相続税増税後の申告状況

✧ はじめに

世間はだんだんと暖かくなり、桜も見ごろを迎えようとしております。事務所の外では、新しいスーツに身を包んだ新入社員さんたちが初々しく感じられます。

さて今回の事務所通信では、4月から変更される税制度についての簡単なおさらいと、相続税が増税された後の統計が国税庁から発表されておりますので、それについて考察をしていきます。

4月から変更されるものとしては後述の税制度以外に、雇用保険料の引き下げ、自賠責保険料の値下げ、協会けんぽの健康保険料(4月納付分)の引き上げなどがあります。

✧ ワンポイント解説

- I. 今年4月からの改正点
- II. 平成27年分の相続税申告状況

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

ワンポイント解説

I. 今年4月からの改正点

この4月1日から変更となる税制度を記載し、簡単に解説します。

1. 所得拡大促進税制

- 中小企業者等以外の法人については、前年比2%以上の賃上げが必要だが、税額控除額が2%上乘せされる。
- 中小企業者等は従来通り、前年比2%以上の賃上げ要件を満たせば税額控除額が12%上乘せされる。

2. 中小企業経営強化税制

- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組したもので、器具備品が含まれ、複数台要件がなくなる。
- 中小企業投資促進税制からは器具備品が除かれる。

3. 居住用高層建築物（タワーマンション）に対する固定資産税

- 平成29年4月1日以後売買契約が締結され、平成30年1月1日に所有している物件から適用開始。

II. 平成27年分の相続税申告状況

1. 増税後初の発表

平成27年中に亡くなられた方からの相続によって、財産を取得された方についての相続税の申告状況が国税庁から発表されました。

まず①の死亡者数が1%ほどの増加であるのに対し、②の**申告書の提出に係る人数が、税額の有無にかかわらず、80%も増加しています**。明らかに基礎控除が下がったために申告件数が増加していることがうかがえます。

次に課税割合の中に赤書している申告書提出割合の数字をご覧ください。平成27年分の割合が10.3%となっています。**実に10人に1人の割合で相続税がかかっている**ことがわかります。

ここで少し解説を加えますと、②にある外書の数字は、相続税の申告書は提出しているが相続税額はゼロである被相続人の数を表します。相続税法には、申告書を提出することが要件となる特典がいくつかあるのですが、申告した結果税額がゼロになった人数、言い換えれば**申告しないで放っておいたら相続税がかかる人数が外書の数字**ということになります。

⑦の被相続人一人当たりの課税価格の外書は5,218万円となっています。だいたい相続財産が5,000万円を超えてくると申告書を提出する必要がある可能性が高いことを示しています。あくまでも平均値ですので目安として捉えてください。

2. 申告が必要となる主な規定

➤ 配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産のうち、財産総額×配偶者の法定相続分と1億6千万円とのいずれか高い金額に対する相続税額がゼロになります。

➤ 小規模宅地

被相続人の事業用・居住用の土地を8割減額して計算できます。

いずれも細かい適用要件が他にございます。記事を読んでいただいても興味を持たれた方は当事務所までお問い合わせください。

相続税の申告事績(国税庁HPより)

項目	年分		対前年比
	平成26年分	平成27年分	
①	被相続人数(死亡者数)	人 1,273,004	人 1,290,444 % 101.4
②	相続税の申告書の提出に係る 被相続人数	外 16,895 人 56,239	外 30,027 人 103,043 % 177.7 183.2
		合計 73,134	合計 133,070 181.9
③	課税割合 (②/①)	% 4.4	% 8.0 ポイント 3.6
	申告書提出割合	5.7	10.3 4.6
④	相続税の納税者である 相続人数	人 133,310	人 233,555 % 175.2
⑤	課税価格	外 11,998 億円 114,766	外 15,669 億円 145,554 % 130.6 126.8
⑥	税額	億円 13,908	億円 18,116 % 130.3
⑦	被相続人 1人当たり	課税価格 (⑤/②)	万円 外 7,102 20,407 万円 14,126 % 73.5 69.2
		税額 (⑥/②)	万円 2,473 万円 1,758 % 71.1

※ 外書は相続税額のない申告書に係る係数を示し、本書は相続税額のある申告書に係る係数を示しています。

※ 赤字で記載している部分は当方で書き加えた部分です。

※ 課税価格とは、相続財産総額から債務の金額(葬式費用含む)を控除したあとの金額です。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフ近況 ☆

3月のよい天気の日、京都府南丹市にある日吉ダムのキャンプ場まで、プチBBQをしに行ってきました。

当日、お昼ご飯の焼きそばを外で食べようという話になって、急きょBBQ用の炭とフライパンと食材のみを持っていってきました。

まだ3月だったので人も少なく(もともと混んできるときなどあったためしがありませんが)、ポカポカ陽気の中に時折吹く風が涼しく心地よい気候で、息子と凧揚げしたり、ドッグランで走っているワンちゃんを見たりして楽しみました。(中前)

